

農政第3034号

令和2年3月4日

(一社) 石川県建設業協会会長 様

農 林 水 産 部 長
(公 印 省 略)

令和2年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に
係る取扱いについて (通知)

平素より本県農林水産行政に多大なるご理解およびご協力をいただき、ありがとうございます。

標記について、別添1の農林水産省農村振興局通知を踏まえ、別添2のとおり各農林総合事務所に通知しましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴協会におかれましても、会員の皆様に対しご周知くださるよう、よろしく願いいたします。

【担当】
石川県農業政策課
技術管理室
TEL : 076-225-1617

○令和2年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて

令和2年2月27日 元農振第2958号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

令和2年4月1日から適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等について、別紙に示す改正（以下「新積算基準等」という。）を予定しており、新積算基準等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、新積算基準等の詳細な改正内容については、別途通知するものとする。

記

入札書の受付開始日が令和2年3月2日以降の工事については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

1 措置の内容

- (1) 工事の発注者又は受注者は、令和2年4月1日以降、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官通知）別紙工事請負契約書第55条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準等により積算された予定価格（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k ：当初契約の落札率

- (2) 工事において当該変更を行う場合、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の単価合意は、変更後の請負代金額について行うものとする。

2 その他

入札説明書等において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書等を修正するものとする。

(記載例)

○工事概要

(○) 本工事は、平成31年度積算基準に基づくものであるが、令和2年2月27日に「令和2年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて」より改正内容が通知されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

ア 工事の発注者又は受注者は、令和2年4月1日以降、工事請負契約書第55条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準等により積算された予定価格（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k ：当初契約の落札率

イ 工事において当該変更を行う場合、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の単価合意は、変更後の請負代金額について行うものとする。

別 紙

1 土木工事

(1) 現場管理費率の改正

改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費率を改正する。

(2) 工種区分の変更

「農道工事」及び「河川及び排水路工事」を廃止し、「舗装工事」、「道路改良工事」及び「河川工事」を新設する。また、「河川及び排水路工事」の排水路部分を「水路工事」に改正する。

(3) 施工地域区分の設定

施工箇所が中山間地域で実施する場合において、新たな補正係数を設定する。

(4) 現道上の工事における一般交通の影響を受ける工種区分の設定

現道上の工事における一般交通の影響を特に受ける「舗装工事」について、新たな補正係数を設定する。

(5) 現場環境改善費の設定

農家との調整や地域住民の生活環境への配慮、現場労働者の作業環境の改善を行うために現場環境改善費を新たに導入する。

(6) 時間的制約を受ける積算方法の導入

継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合、現場労働者の現場への移動時間を考慮したときに、作業時間に制約を受ける場合の積算方法を導入する。

(7) 週休2日の労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正係数の改正

現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率の補正係数を改正する。また、発注方式において「週休2日交替制モデル工事」を新たに導入する。

(8) 新たな労務単価の割増し

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合の労務単価の割増しとして、休日割増を導入する。

(9) ICT施工における積算基準の拡充

ICT建機施工の機械経費に関して市場の単価を反映するとともに、ICT施工に伴う出来高管理及びデータ納品に要する費用について、通常工事に比べ増加する分の補正係数を新たに設定する。また、現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、ICT活用工事に対して現場管理費の補正係数を新たに設定する。

(10) 工期と連動した間接工事費の設定

一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）に増加する現場維持等に要する費用の積算方法を設定する。

(11) 工事一時中止に伴う間接工事費の設定

一時中止を行った場合に増加する現場維持等に要する費用（間接工事費）の積算方法を設定する。

(12) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の積算対応

改正安全衛生法関連法が平成 31 年 2 月に施行され、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を原則使用することになったため、実績変更により必要経費を計上する方法を導入する。

(13) 歩掛等改正

土木工事に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種を改訂する。

ア 標準歩掛

仮橋・仮栈橋工、ウェルポイント工、石積類とりこわし、

ブロックマット設置工、たて込み簡易土留、仮設電気

イ 施工パッケージ

安定処理工、基礎・裏込砕石工、路側工（取外し）

2 施設機械工事

(1) 施設機械設備工事

機械設備積算基準に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種を改定する。

ア 積算基準

○ 共通仮設費率、現場管理費率に関する地域補正（中山間地域）の追加。

○ 工事及び点検・整備業務の一般管理費率等の改定。

イ 歩掛等改定

○ 工事における河川用水門設備、用排水ポンプ設備、鋼製付属設備の輸送費算定式。

○ 施設機械設備点検・整備（用排水ポンプ設備、水門設備）歩掛の改定。

(2) 電気通信設備工事

電気通信に関する標準歩掛等は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種等を改定する。

ア 歩掛等改定

○ 配管・配線工、配線器具設置工、通信配線工、光ケーブル敷設工、トンネル照明設備工の改定。

(3) 機能診断業務（施設機械）

機能診断業務に関する積算参考歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、新規制定する。

ア 歩掛等改定

○ 機能診断調査業務（電気設備）の参考歩掛を新規制定。

農政第3034号

令和2年3月4日

部内関係各課（廨）長 様

農林水産部長
(公印省略)令和2年4月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に
係る取扱いについて（通知）

標記の件について、北陸農政局農村振興部長より令和2年3月2日付け元陸振第
1153号により、令和2年4月1日から適用する「土地改良事業等請負工事積算基
準」等（以下、「新積算基準等」という。）の取扱いについて通知があったところです。

つきましては、本県が発注する土地改良事業に係る工事においても、国からの通知を
踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、職員に周知するとともに、受注者に対す
る周知にも留意願います。

なお、各農林総合事務所においては、管内市町及び関係土地改良区へ送付願います。

記

1 新積算基準等の運用に係る特例措置について

入札書の受付開始日が令和2年3月2日以降の土地改良事業に係る工事のうち、平
成31年度「土地改良事業等請負工事積算基準」等を適用して予定価格を積算した契約
について、発注者から受注者に対し、新積算基準等に基づく契約金額に変更するた
めの協議を行うこととし、その具体的な取扱いは、別添1「新積算基準等の運用に係
る特例措置について」のとおりとする。

【担当】

農業政策課技術管理室
TEL：076-225-1617

(別添1)

新積算基準等の運用に係る特例措置について

1 措置の内容

入札書の受付開始日が令和2年3月2日以降の土地改良事業に係る工事のうち、平成31年度「土地改良事業等請負工事積算基準」等（以下、「旧積算基準等」という。）を適用して予定価格を積算した契約について、発注者から受注者に対し、令和2年4月1日から適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等（以下、「新積算基準等」という。）に基づく契約金額に変更するための協議を行う。

2 対象案件

入札書の受付開始日が令和2年3月2日以降の土地改良事業に係る工事のうち、旧積算基準等を適用して予定価格を積算しているもの。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出するものとする。

- ・ 変更後の契約金額＝新積算基準等に基づく予定価格×当初契約時の落札率
- ・ 積算に用いる単価は、当初契約時の単価とする。

ただし、「新労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和2年2月21日付農政第2916号）が適用された工事では、新労務単価等を用いるものとする。

4 変更協議について

協議の時期は、令和2年4月1日以降とし、新積算基準等による積算システムが運用開始された段階とする。

5 周知方法

特記仕様書に記載するものとする。